

報告項目	報告内容
被処分者の氏名 又は法人名称	白井 豪祐
登録番号又は法人番号	22080418
所属する単位会	東京都行政書士会
事務所名称	リーリエ行政書士事務所
事務所所在地	東京都江東区永代2-13-4-1212号
処分年月日	令和7年4月28日（理事会議決日）
処分内容（種類）	1年の会員の権利の停止 (東京都行政書士会会則第23条第1項第二号)
上記処分をした理由	<p>一 被処分者は、同じレンタルオフィス内で個人開業をしていた複数の行政書士を、実態は各自が独立した事務所を維持していることを認識しながら、当該行政書士らと通謀のうえ、自身の事務所に所属する使用人行政書士として採用したように見せかけ、当該行政書士らとともに行政書士法第8条第3項違反を引き起こした（使用人行政書士であったK会員は令和7年3月25日付けで訓告処分）。</p> <p>一 被処分者は、行政書士法で規定された帳簿（以下「事件簿」という。）に記録していない案件があるなど、事件簿の適切な備付及び保存をしていなかった。</p> <p>一 被処分者は、一部案件について領収証の発行を怠っていた。また、インボイス対応を求められた顧客に対しては、行政書士事務所名ではなく自身の設立した合同会社名で領収証を発行するなど、領収証の発行に関し不適切な処理を行っていた。</p> <p>一 被処分者は、職務上請求書で住民票を取得するに当たり、一部案件について「本人のみ」でよい案件であっても、「世帯全員」で取得していた。また、上記名目上の使用人行政書士のために自身の職務上請求書を使用し、かつ、使用した職務上請求書についても上記と同様に「世帯全員」で取得するなど、職務上請求書を適正に使用していなかった。さらに、不適切な使用を糊塗するため、使用した職務上請求書の控えを事後に修正して当会に提出した。</p> <p>以上の理由から上記の処分を科す。</p>
上記処分の根拠となった 法令及び会則の条文	<p>一 行政書士法第10条（行政書士の責務）</p> <p>二 行政書士法第9条（帳簿の備付及び保存）</p> <p>三 行政書士法施行規則第10条（領収証）</p> <p>四 東京都行政書士会会則第28条の2（領収証）</p> <p>五 東京都行政書士会職務上請求書関係事務及び適正な使用に関する規程第12条（記載）</p>